

江別市未来型政策検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 4 年 5 月 2 4 日

江別市長 三 好 昇

江別市未来型政策検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 デジタル技術を活用した未来型政策の推進に当たり、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、江別市未来型政策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 未来型政策の検討及び推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、デジタル技術を活用したまちづくりに関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の関係者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、その任期を延長することができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企画政策部デジタル政策室において行う。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 5 月 2 4 日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱による最初の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。